WAKWAK for マンション全戸光利用規程（利用者向け）

株式会社エヌ･ティ･ティ エムイー（以下、当社といいます）は、当社が東日本電信電話株式会社（以下、NTT 東日本といいます）の提供する「フレッツ 光ネクスト マンション・ハイスピードタイプ 全戸加入プラン」及び「フレッツ 光ネクスト ギガマンション・スマートタイプ 全戸加入プラン」（以下、フレッツ 光マンションタイプ全戸加入プランといいます）の利用を条件として提供する「WAKWAK for マンション 全戸光」について、当社の提供するインターネット接続サービス「WAKWAK」の契約者（以下、利用側契約者といいます）に対し、以下のように利用規程（以下、本規程といいます）を定めます。
※ 2019 年 7 月 1 日に、「WAKWAK for マンション全戸光プランA」および「WAKWAK for ギガマンション全戸光プランA」を統合し、サービス名称を「WAKWAK for マンション全戸光」に変更しました。

（本規程の範囲等）
第 1 条 本規程は、利用側契約者と当社の間における当社の提供するインターネット接続サービス「WAKWAK」における「WAKWAK for マンション 全戸光」（WAKWAK 光 with フレッツシリーズ利用規程第 1 条に定める「WAKWAK 光 with フレッツ Ⅱ マンション」と同等のもの）（以下、本サービスといいます）のご利用に係る条件について適用します。利用側契約者は、本規程を誠実に遵守していただきます。
2. 本規程は、WAKWAK 利用条件等について当社が定めた WAKWAK 利用規約（以下、WAKWAK 利用規約といいます）の個別規程に該当する WAKWAK 光 with フレッツシリーズ利用規程の追加規程に該当し、WAKWAK 光 with フレッツシリーズ利用規程の一部を構成します。WAKWAK 利用規約および WAKWAK 光 with フレッツシリーズ利用規程と本規程が異なる場合には、本規程が優先されます。
3. フレッツ光については、NTT 東日本の定める IP 通信網サービス契約約款および付随する契約（以下、契約約款等といいます）が適用されます。利用側契約者は本規程及び NTT 東日本の定める契約約款等を、WAKWAK 利用規約および WAKWAK 光 with フレッツシリーズ利用規程とともに遵守していただきます。

（本サービスの内容）
第 2 条 本サービスは、あらかじめ当社と集合住宅等を管理する者、所有する者またはそれらに準ずる者（以下、管理側契約者といいます）との間の契約により、当社が本サービスの提供を認めた集合住宅等（以下、本物件といいます）に限り提供するサービスです。
2. 本サービスの内容は、WAKWAK 光 with フレッツシリーズ利用規程第 1 条に定める「WAKWAK 光 with フレッツ Ⅱ マンション」のサービス内容に準じます。ただし、以下の各号に定める事項について変更します。
(1)フレッツサービスタイプは、NTT 東日本が提供するフレッツ 光マンションタイプ全戸加入プランとなります。
(2)本サービスの最低利用期間は設定しません。
(3)本サービスの対応オプションサービスであるメールプラスは、1 電子メールアドレスより有料（1 電子メールアドレスあたり 220 円/月）となります。
3. 本サービスから WAKWAK の他の接続サービスコースへ変更した際において、変更後の接続サービスコースに最低利用期間が設定されている場合は、当社がコース変更の申込を承認し別途電子メールにて通知し、「オンライン会員サポート」上に掲示する変更日の属する暦月の初日から起算します。

（利用契約の申込）
第 3 条 本サービスの利用を希望する者（以下、申込者といいます）は、あらかじめ WAKWAK 利用規約、WAKWAK 光 with フレッツシリーズ利用規程及び本規程に同意し、NTT 東日本へ申し込み手続きを行っていただきます。
2. WAKWAK 利用規約第 6 条第 1 項(2)および WAKWAK 光 with フレッツシリーズ利用規程第 5 条第 2 項はこれを適用しません。

（利用契約の成立）
第 4 条 本サービスの利用契約は、当社が本規程第 3 条（利用契約の申込）に規定する利用契約の申込を承諾し登録が完了した日に成立するものとします。当社は、ログインID、接続パスワードおよび会員サポートパスワードを書面にて通知いたします。
2. 当社は、WAKWAK 利用規約第 7 条および WAKWAK 光 with フレッツシリーズ利用規程第 7 条にかかわらず、申込者が以下の各号に該当する場合、本サービスの申し込みを承諾しないことがあります。
(1)申込者が、本規程に定めるフレッツサービスタイプの契約者でない場合
(2)本サービスの申込みを行った者が、本サービスの利用を認める集合住宅等に居住していない者である場合
(3)管理側契約者が指定した者でない場合
(4)1 の利用側契約者から 2 以上の本サービスの申込みがあった場合
(5)WAKWAK の他の接続サービスコースから本サービスへコース変更の申込みがあった場合
(6)申込者が、過去に WAKWAK 利用規約違反等により、契約者としての資格の取消が行われている場合。
(7)その他、業務の遂行上著しい支障があるとき
3. 本サービスの対応オプションサービスは、オンライン会員サポートよりお申込みいただけます。
4. WAKWAK 利用規約第 7 条第 1 項第 2 項第 3 項はこれを適用しません。

（利用側契約者による解約）
第 5 条 利用側契約者が本サービスの利用に係る契約の解約を希望する場合には、NTT 東日本へ届け出ていただきます。当社は所定の手続きを経た上で解約処理を行うものとし、当該解約処理が完了した日をもって解約となります。
2. WAKWAK 利用規約第 13 条第 1 項第 2 項はこれを適用しません。

（初期契約解除制度）
第 5 条の 2 利用側契約者は、当社から送付する契約の内容を記載した契約締結書面等受領日から 8 日間の期間内に、NTT 東日本に届け出ることにより、新規契約の場合は契約解除、コース変更の場合はコース変更を取消し、元の接続サービスコースへ戻すことができるものとします。この効力は、NTT 東日本へ届け出た時点で生じます。
2.前項の定めにより、本サービスの新規契約を解除する場合、本規程第 5 条第 1 項は適用しないものとします。
3.NTT 東日本へ初期契約解除を届け出る前に PC 訪問設定サービスを申込み、訪問設定作業が完了した場合、発生した PC 訪問設定サービスに係る料金について全額を請求します。

（利用料金について）
第 6 条 本サービスの月額基本料金は、管理側契約者が支払う義務を負うものとします。 なお、管理側契約者において支払いの遅延または不履行があった場合は、本サービスを中断または取り消すことがあります。
2. 本条第 1 項の定めに拘らず、本サービスの対応オプションサービス料金および WAKWAK 利用規約第 20 条に従い当社が請求する損害賠償金額については、本規程第 7 条（支払方法）および WAKWAK 利用規約第 15 条に基づき、利用側契約者が当社へ直接支払うものとします。

（支払方法）
第 7 条 本規程第 6 条第 2 項により生じる料金の支払方法については、口座振替、クレジットカード払い、電話料金合算サービスから選択していただきます。口座振替の場合、口座振替ごとに当社が WAKWAK 公式サイトの「利用規約」のページに定める口座振替事務手数料が別途必要です。なお、契約者が口座振替事前明細書を希望する場合には、当社が WAKWAK 公式サイトの「利用規約」のページに定める口座振替事前明細書発行手数料が別途必要です。
2. 口座振替、クレジットカード、電話料金合算サービスがお支払の手段として利用できなくなった場合には、請求書により請求いたします。請求書は、当社指定のゆうちょ銀行およびコンビニエンスストアでご利用いただけます。請求書発行ごとに当社が WAKWAK 公式サイトの「利用規約」のページに定める請求書発行手数料が別途必要です。

（管理側契約者との契約が解約となった場合の取扱い）
第 8 条 当社は、本物件において当社と管理側契約者で締結する本規程第 2 条第 1 項の契約が解約となった場合、本サービスを解約するか他の接続サービスコースへコース変更するかを利用側契約者に選択していただきます。

（利用側契約者の義務）
第 9 条 本サービスは、本物件においてのみ利用していただきます。
2. 利用側契約者は、当社または管理側契約者の業務の遂行上必要な場合には、その利用側契約者の氏名、住所、ログイン ID または本物件に入居もしくは退去した日等を、当社が管理側契約者に通知する場合があることおよび管理側契約者が当社に通知する場合があることについて同意していただきます。

（利用者資格の中断・取消）
第 10 条 利用側契約者が WAKWAK 利用規約第 26 条および本規程第 9 条（利用側契約者の義務）違反に該当する場合には、当社は、事前に通知することなく、直ちに当該利用側契約者の契約者資格を中断または取り消すことができるものとします。なお、契約者資格の中断中においても本サービスの対応オプションサービス料金は契約内容に基づき発生するものとし、また、契約者資格が取り消された場合、当該利用側契約者は、当社に対する債務の全額を、本規程第 6 条（利用料金について）に基づき、当社が指定する期日までに支払うものとします。また、当社は、既に支払われた料金等の払戻義務を一切負わないものとします。

（サービスの変更・廃止）
第 11 条 当社は、本規程、本サービスの内容の変更または廃止が、契約した目的に反せず、かつ、変更または廃止の必要性、変更後の内容の相当性、その他の変更または廃止に係る事情に照らして合理的なものであるときは、民法第 548 条の 4 の規定により、相当なる予告期間をもって、本規程、本サービスの内容の変更または廃止することができるものとします。
2. 当社は、前項による本規程、本サービスの内容の変更または廃止については、当社の故意または重大な過失に基づく場合を除いて、契約者に対し、保証しないものとします。

（損害賠償）
第 12 条 当社は、当社の責めに帰すべき理由により本サービスを利用できなかったときは、WAKWAK 利用規約第 30 条の定めるところにより取り扱うものとします。この場合において、当社は、利用側契約者に生じた損害も含めて管理側契約者に対して損害を賠償します。

（当社の保証の範囲）
第 13 条 WAKWAK 利用規約第 31 条の当社の保証の範囲には、本規程第 9 条（利用側契約者の義務）違反による本サービスの中止中断を含むものとし、関係者の損害についても適用されるものとします。

本規程は 2014 年 2 月 19 日より実施します。
表示価格は、特に記載がある場合を除きすべて税込です。

2020 年 4 月 1 日一部改定　　2024 年 11 月 1 日一部改定